

東日本大震災に関する税制上の追加措置について (登録免許税関係)

この度の東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

東日本大震災で被災された方については、登録免許税に関して、パンフレット「登免 02」「登録免許税の免除特例のあらまし」の措置のほか、新たに次のような税制上の措置が追加されました。

1 これまでの措置の遡及適用

登免 02の免除措置は、平成 23 年 4 月 28 日以後の登記について適用することとされていましたが、この免除措置のうち、次の免除措置については、平成 23 年 3 月 11 日以後の登記に遡及して適用することとされました。

- (1) 被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除措置 (登免 02の **1**の措置)
- (2) 被災した建物に代わる建物の敷地の用に供される土地に係る登録免許税の免除措置 (登免 02の **2**の措置)
- (3) 再取得等のための資金の貸付けに伴う抵当権の設定登記に係る登録免許税の免除措置 (登免 02の **5**の措置で上記(1)又は(2)の措置に係る登記と同時に受けるもの)

(注) これらの免除措置の詳しい内容は、登免 02をご覧ください。

2 被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除措置の拡充

上記 1 の(1)から(3)までの措置の適用対象に、警戒区域設定指示等が行われた日において、その警戒区域設定指示等の対象区域^(注)内に所在していた建物の代替建物及びその敷地の用に供される土地の所有権の保存登記等で一定の要件を満たすものが追加されました。

また、適用対象者に被災者の三親等内の親族(一定の要件を満たす者に限ります。)が追加されました。

(注) 「警戒区域設定指示等の対象区域」とは、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して、警戒区域、避難指示区域又は計画的避難区域として指示されていた区域又はされている区域をいいます。以下同じです。

3 被災した農用地の代替農用地に係る登録免許税の免除措置(新設)

東日本大震災の被災者(農業を営む者に限る。)等が、東日本大震災により耕作等の用に供することが困難となった農用地又は警戒区域設定指示等が行われた日において、その警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地に代わるものとして取得をした農用地の所有権の移転登記及びその取得資金の貸付け等に係る一定の抵当権の設定登記で、平成 23 年 3 月 11 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に受けるものについては、一定の要件の下、登録免許税が免除されます^(注)。

(注) この免税措置の適用を受けるためには、登記の申請書に、免除を受けるための一定の書類を添付しなければなりません。

4 被災した法人の本店等を移転した場合などに係る登録免許税の免除措置（新設）

東日本大震災の被災者等が、東日本大震災によりその本店等の用に供する建物が滅失等をした場合又は警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた場合における次に掲げる登記で、平成 23 年 3 月 11 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に受けるものについては、一定の要件の下、登録免許税が免除されます^(注)。

(1) 法人に係る次に掲げる登記

- ① 本店等の移転の登記
- ② 支配人を置いた営業所の移転の登記
- ③ 代表取締役等の住所の移転の登記
- ④ 株主名簿管理人等の営業所の移転の登記
- ⑤ 会計参与が定めた計算書類等の備置場所の移転の登記

(2) 商号又は支配人の登記をしていた個人商人に係る次に掲げる登記

- ① 商号の登記をした営業所の移転の登記
- ② 商人の住所の移転の登記
- ③ 支配人を置いた営業所の移転の登記
- ④ 支配人の住所の移転の登記

(注) この免税措置の適用を受けるためには、登記の申請書に、り災証明書などを添付しなければなりません。

5 登録免許税の免除措置に伴う還付について

平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 12 月 14 日までの間に受けた登記で、上記 1 から 4 の免除措置を受けることができるものについて、既に登録免許税が納付済みである場合には、その登記をした法務局に一定の手続を行うことにより、その納付された登録免許税が税務署から還付されます。

これらの措置の適用要件や手続き等の詳細については、改めてお知らせいたします。

- **登免 02** 「登録免許税の免除特例のあらまし」については、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】にて確認することができます。なお、税務署及び法務局の窓口にも用意してあります。
- このパンフレットでお分かりにならない点がありましたら、最寄りの法務局又は税務署におたずねください。
- 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】には、東日本大震災により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式などを掲載しています。
- このほか、東日本大震災への対応（各府省庁等の震災関連情報）については、首相官邸ホームページ【www.kantei.go.jp/saigai】をご覧ください。